

砂川市訓令第4号

令和4年3月9日

砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

砂川市長 善岡雅文

(別 紙)

砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、コロナ禍における中小企業者の事業活動を支援するため、中小企業者が行う広告宣伝事業に要する費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業広告宣伝支援事業補助金 中小企業者が行う広告宣伝事業（以下「広告宣伝事業」という。）に対して交付する補助金をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する市内の中小企業者をいう。

(対象期間)

第3条 補助金は、中小企業者が令和4年3月9日から31日までにを行った広告宣伝事業を交付対象の期間とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の期間における広告宣伝事業に要する費用のうち、印刷製本費、広告宣伝費、デザイン費等の2分の1以内とする。ただし、同一の中小企業者に対する補助金の限度額は、30万円とする。

(申請受付期間)

第5条 補助金の申請受付期間は、令和4年3月9日から31日までとする。

(申請及び交付の方式)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付の上、市長に提出するものとする。

- (1) 広告宣伝事業の実施に要する費用の支払いの事実がわかる書類の写し
- (2) 砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金申請に係る誓約書兼承諾書（別記第2号様式）
- (3) 補助金の振込口座の番号がわかる金融機関の通帳の写し等の書類

2 市による交付は、申請者から通知された金融機関の口座に振り込むこととする。

(交付の決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、交付と決定したときは、砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知の上補助金を交付するものとし、不交付と決定したときは、砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付等に関する周知)

第8条 市長は、本事業の実施に当たり、交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により中小企業者への周知を行う。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、中小企業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この訓令の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他交付することが不相当と認められる事由が生じたとき。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年3月9日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金申請書

年 月 日

砂 川 市 長 様

郵便番号 〒 —

事業所所在地

屋号又は事業所名

代表者氏名

電話番号 — —

砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金の交付を受けたいので、砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請金額 金 _____ 円

2 事業内容（事業実施理由を記載してください）

3 添付書類

- (1) 広告宣伝事業の実施に要する費用の支払いの事実がわかる書類の写し
- (2) 砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金申請に係る誓約書兼承諾書(別記第2号様式)
- (3) 補助金の振込口座の番号がわかる金融機関の通帳の写し等の書類

別記第2号様式（第6条関係）

砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金申請に係る誓約書兼承諾書

私は、砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金の申請にあたり、下記のことを誓約及び承諾します。

記

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。
- 2 補助金の交付後、砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、対象条件に該当しなくなった場合は、交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

年 月 日

事業所所在地 _____

代表者氏名（自署又は記名押印） _____

別記第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

北海道砂川市長

砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金
については、砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次
のとおり決定したので通知します。

1 交付決定額

_____円

2 振込予定日

年 月 日（ ）

別記第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

北海道砂川市長

砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金については、砂川市中小企業広告宣伝支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき審査した結果、次の理由により不交付となりましたので通知します。

不交付の理由